

大阪市水道局運営権制度活用事業の公募・選定期間中における
民間事業者との対応等指針

大阪市水道局（以下「局」という。）における、「大阪市水道PFI管路更新事業等」及び「大阪市工業用水道特定運営事業等」（以下「両事業」という。）に係る公募の実施、事業者の選定に関し、公平性及び公正性を担保し、市民に疑念を抱かせることを防ぐ観点から、本市既存ルールに加え、本指針を策定する。

（基本方針）

- 1 局職員は、両事業のいずれかの公募・選定にあたり、特定の事業者にとって有利になるよう、局職員以外の者へ情報を提供してはならない。なお、異動等により局職員でなくなった場合も同様とする。

（特定職員）

- 2 両事業のいずれかの公募・選定に係る手続き又は意思決定に携わる職員（以下「特定職員」という。）は、次のとおりとする。なお、異動等により特定職員でなくなった場合は、前項の規定に従うこととする。
 - (1) 局長、工務部長、経営改革担当部長
 - (2) その他局長が指定する者

（関係事業者）

- 3 両事業のいずれかへの公募・関係が想定される民間事業者（以下「関係事業者」という。）の主な業種等は、次のとおりとする。ただし、両事業のいずれかのアドバイザー業務受注者及び当該アドバイザー業務を再委託されている者は除く。
 - (1) 水道管路製造会社
 - (2) 水道管路維持管理会社
 - (3) 建設会社（ゼネコン、プラント建設）
 - (4) 水処理会社（施設運転、維持管理）
 - (5) 総合商社
 - (6) インフラ事業者（電気、ガス、通信）
 - (7) 金融機関
 - (8) コンサルタント会社
 - (9) その他局長が指定する者

（局職員の個別面会等の禁止）

- 4 局職員は、関係事業者と個別に両事業のいずれかに係る意見交換又は面会等を行っ

てはならない。なお、局職員は、関係事業者と両事業のいずれにも係らない名目で意見交換又は面会等を行ったときも、両事業のいずれかに係る情報を一切提供してはならない。

(特定職員の個別面会等の禁止)

5 特定職員は、関係事業者と個別に意見交換(公募に係る質問及び回答並びに競争的対話を除く。)又は面会等を一切行ってはならない。ただし、以下の事項については、この限りでない。

- (1) 短時間の儀礼的な挨拶
- (2) 局の業務運営上、特に必要と認める場合

(関係事業者との連絡)

6 特定職員が関係事業者と電話又はメールによるやりとりを行う場合、原則として、個人の携帯電話等を使用してはならない。なお、関係事業者とのメールのやりとりについては、上司等と情報共有すること。

(公職者等からの要望等の記録)

7 局職員は、公職者等から関係事業者の公募又は選定に関し、特定の事業者に係る要望等を受けた場合、様式1により記録を作成し、保存するとともに、様式2により定期的に公表する。

(適用マニュアル)

8 特定職員の職務執行にあたっては、大阪市「公正契約職務執行マニュアル」中、「第1編 関係業者等との対応について(業者対応編)」の「1 関係業者等との対応における禁止事項」の規定を準用する。なお、準用する規定のうち、特に以下の点について留意すること。

- (1) 事業者から、広く一般に配布されている宣伝用のカレンダー、文房具等の事務用品を受け取ること。
- (2) 事業者との会食又はパーティーをすること。

(適用期間及び指針の見直し)

9 本指針は、令和2年4月1日から両事業の優先交渉権者が決定するまで適用する。ただし、両事業の今後の進捗に応じて、本指針の見直しを行う。

附 則(令和2年3月30日)

この指針は、令和2年4月1日から施行する。